

LGBT カップルと墓地管理者のためのガイドライン

2019年11月1日第3.0版

1. ガイドライン作成の背景

性的マイノリティの当事者にとって、日本は生きづらい社会です。青少年期の学校生活、成人してからは職場環境、地域社会に、その生きづらい圧力が陰に陽に現れます。性的マイノリティの当事者の晩年においては、「死のロールモデルがない」とも言われ、望むような逝き方、弔われ方すら実現が難しい現況にあります。

特に墓所は、性的マイノリティに寛容とは言えません。すなわち、法律上の婚姻関係を構築し難い性的マイノリティの当事者のカップルにおいては、独立した一つの墳墓でパートナーと共に眠ることも容易ではありません。

性的マイノリティのカップルが一緒のお墓に入れるようになってほしいという思いから、「LGBT カップルと墓地管理者のためのガイドライン」(以下、「本ガイドライン」)を提案することとしました。弊社が日々、業務の一環として携わるお墓が、こうした方々の生きづらさを少しでも和らげることができればと願っています。

2. 本ガイドラインの目的とコンセプト

本ガイドラインは、性的マイノリティのカップル(以下、「LGBT カップル」)が、独立した一つの墳墓で一緒に眠りたいという希望を、墓地管理者が受け入れやすくする目的で作成したものです¹。

ある LGBT カップルの一方当事者が死亡した場合、その方の親族遺族と LGBT カップルの他方当事者が話し合い、双方が納得した形で個人を弔うことが、最も理想的な姿だと思われれます。他方で、カミングアウトができずに LGBT カップルと親族遺族が話し合っていない等の場合において、死亡した方の親族遺族の意思よりも、死亡した方と最も近い関係のあった LGBT カップルの他方当事者の意思が尊重されるべき場合があると思います。そのような場合に、LGBT カップルが独立した一つの墳墓で一緒に眠りたいという希望を叶えるために、墓地管理者には本ガイドラインを使用していただきたいと考えています。

LGBT カップルが独立した一つの墳墓に埋蔵されることを希望するにあたり、墓地管

¹ LGBT カップルのお墓に関しては、一方が先祖代々承継する墳墓等を他方に承継したい、実子又は養子がいる場合に LGBT カップルの墳墓等を承継したい等の様々なケースが想定されますが、本ガイドラインが対象としているのは、「LGBT カップルが独立した一つの墳墓を購入した上で、その墳墓とともに眠る」というケースです。それ以外のケースに対応したガイドラインは、ニーズに応じて作成する予定です。

理者にとっても LGBT カップルにとっても、手続きの煩雑さや費用の面で、出来る限り負担の少ない提案をすることを心がけて、本ガイドラインを作成しています。

本ガイドラインに準拠することを墓地管理者が表明し、本ガイドラインの第3項及び第4項の対応をすることで、LGBT カップルが安心して当該墓地管理者への相談がしやすくなりますし、墓地管理者の多くを占める仏教系寺院が、本ガイドラインに準拠することで、性的マイノリティの方々の“かけこみ寺”として存在価値を発揮していただけることを願っています。

なお、本ガイドラインは多くの方々のご意見をいただきながら、順次追記や修正を行い、改善を図っていきます。たくさんのご意見をいただけることを願っています。

また、本ガイドラインについて弊社はいかなる権利主張もいたしません。引用、改変も含め、自由にご利用ください。

3. 墓地管理者が採るべき対応①（標準契約約款第2条第2項の修正）

現在、多くの墓地管理者が、厚生労働省により作成された「墓地使用に関する標準契約約款」²（『墓地経営・管理の指針等について』平成12年12月6日生衛発第1764号、以下「標準契約約款」といいます。）に準拠した形で、墓地使用に関する規定を定めています。この点、平成12年に作成された標準契約約款の第2条第2項は「使用者は、経営者に届け出て、墓所内に使用者の親族及び縁故者の焼骨を埋蔵することができる。」と規定しており、作成当時は「使用者の親族及び縁故者」の中に LGBT カップルの一方当事者が入ることが想定されていなかったものと思われます。しかし、標準契約約款において、かかる規定は例示であって同約款に記載された規定以外の内容も許容されること、埋蔵できる対象者は「使用者の親族及び縁故者」に限らないこと等が示されているとおり、埋蔵できる対象者に LGBT カップルの一方当事者を含めることが可能です。

本ガイドラインでは、以下に示すとおり、墓地管理者に対し、標準契約約款第2条第2項の規定に関する修正提案を行います。かかる修正を行うことで、死亡した LGBT カップルの一方当事者の遺骨を、他方当事者が埋蔵することが可能になります。

現行の標準契約約款第2条第2項

使用者は、経営者に届け出て、墓所内に使用者の親族及び縁故者の焼骨を埋蔵することができる。

修正後の標準契約約款第2条2項の例（下線部分を追記）

使用者は、経営者に届け出て、墓所内に使用者の親族及び縁故者 又は当該使用者を祭祀主宰者と指定した者 の焼骨を埋蔵することができる。

² <https://www.mhlw.go.jp/topics/0104/tp0413-2.html>

4. 墓地管理者が採るべき対応②（祭祀主宰者の指定）

前提として、親族関係にない LGBT カップルが、独立した一つの墳墓に、共に眠ることを禁じた法律は存在しません。

民法も遺骨の権利帰属について規定しておりませんが、最高裁は、事例判断であるものの、遺骨は慣習に従って、民法 897 条 1 項の祭祀主宰者に帰属すると判示しました（最判平成元年 7 月 18 日家月 41 卷 10 号 128 頁等）。また、近時の裁判例も、民法 897 条 1 項の祭祀主宰者が遺骨を取得すると判示しています（東京家審平成 21 年 3 月 30 日家月 62 卷 3 号 67 頁等）。

以上のことから、本ガイドラインでは、（書式 1）「祭祀主宰者の指定について」を添付しております。墓地管理者は（書式 1）を LGBT カップルの 2 人ともに作成させ、当該文書を保管しておくことで、LGBT カップルの一方当事者が死亡した場合に、他方当事者がその遺骨を取得したことを前提に行動することができます。すなわち、墓地管理者は、LGBT カップルの意思に従って当該遺骨を管理することができると考えられます。

5. さいごに 墓地管理者への提言

墓地管理者は、LGBT カップルが酷い生きづらさを感じていることを深く認識し、積極的な支援に取り組むべきです。

LGBT カップルの自己決定権を尊重しましょう。

性的マイノリティに不寛容な既存の墓地利用者の反対があったとしても、その意を汲んで、LGBT カップルを排除することは、差別を助長することであり、墓地管理者のコンプライアンス対応として批難されるべきものであることを認識し、反対者に対し粘り強く説明に努めましょう。

カミングアウトは、たいへん困難であることを理解し、LGBT カップルが相談しやすい仕組みづくりを心がけましょう。

制作：株式会社アンカレッジ

監修：LGBT とアライのための法律家ネットワーク（LLAN）所属弁護士

山本大輔（大江橋法律事務所）

青木祐也（ディーエルエー・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所）

安倍嘉一（森・濱田松本法律事務所）

片岡光晴（ディーエルエー・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所）

河井耕治（野村不動産ホールディングス株式会社）

藤田直介（LLAN 共同代表弁護士）

(書式 1)

祭祀主宰者の指定について

わたくし、Aは、わたし自身の死後の祭祀について、下記の通り指定する。

記

1. わたくしは、B (生年月日、住所) を、わたくしの死後、民法 897 条 1 項の祭祀主宰者に指定する。なお、B が既に死亡している場合、第二順位として●、第三順位として●を民法 897 条 1 項の祭祀主宰者に指定する。
2. わたくしは、死後、わたくしの焼骨を宗教法人 C が経営する D 霊園 (所在) に B と共に埋蔵されることを希望する。
3. わたくしの死後、分骨や改葬など、わたくしの焼骨に関する一切の権限は B に委任する。
4. 特記事項

以上

住 所

氏 名

実印